

岡山県電気自動車用充電設備等導入事業  
企画提案募集実施要領

岡山県電気自動車用充電設備等導入事業企画提案募集の実施については、この要領に定めるとおりとする。

1 事業名

岡山県電気自動車用充電設備等導入事業

2 事業の内容

事業者は、県から行政財産使用許可を受けた上で、使用料を納付して本県が管理する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本により電気自動車用充電設備の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV 充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

県は、管理する施設の駐車場の一部を事業者に貸し付け、EV 充電設備等の設置に伴う用地等の使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別紙「岡山県電気自動車用充電設備導入事業仕様書（公募用）」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 事業期間

事業期間は、EV 充電設備等の利用を開始した日から起算して5年以上とし、事業期間中は事業者の責任において、EV 充電設備等の維持管理及び事業運営を行うものとする。ただし、行政財産使用許可の期間は1年間とし、事業期間の間、更新手続きを行うものとする。

4 参加資格

次の（1）～（9）の全てを満たす事業者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （2）岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- （3）岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- （4）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- （5）会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (6) 岡山県税を滞納している者でないこと。
- (7) 仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案募集に参加できること。
- (8) EV 充電設備等の設置及び運営実績を有すること。
- (9) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

## 5 スケジュール

募集から候補者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和6年4月12日(金) 実施要領等の公開、質問の受付開始

令和6年4月26日(金) 17時まで

参加申請書の提出・質問の受付期限

令和6年4月26日(金) 質問への回答(県ホームページに掲載)

令和6年5月7日(火) 17時まで

企画提案書等の提出期限

令和6年5月13日(月) 協定締結先候補者選定に係るプレゼンテーション審査

令和6年5月中旬頃 協定締結先候補者決定

## 6 企画提案書提出までの手続き

### (1) 質問の受付及び回答

#### ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法: 「岡山県電気自動車用充電設備等導入事業に係る企画提案募集に関する質問書」(様式第1号)に記入の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(イ) 電子メールアドレス: datsutanso@pref.okayama.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名: 岡山県 EV 充電設備等導入事業質問書(法人名)

(エ) 質問受付期間: 「5 スケジュール」のとおり

#### イ 質問への回答

「5 スケジュール」の期日までに県ホームページに掲載する。

### (2) 企画提案募集参加申請

本企画提案に参加を希望する法人(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、参加申請を行うものとする。

#### ア 参加申請手続き(参加申請書の提出)

「岡山県電気自動車用充電設備等導入事業に係る企画提案募集参加申請書」(様式第2号)及び「実施要領の「4 参加資格」を満たしている旨の誓約書」(様式第3号)それぞれ1部を提出すること

#### イ 提出期間

「5 スケジュール」のとおり(必着)

#### ウ 提出先

「11 問い合わせ先・各種書類等の提出先」のとおり

エ 提出方法

電子メール

※ 電子メールは件名を以下のとおりとすること。送付後は提出先までメールの到着を確認すること。

電子メール件名：岡山県 EV 充電設備等導入事業参加表明（法人名）

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出期間

「5 スケジュール」のとおり（必着）

イ 提出先

「11 問い合わせ先・各種書類等の提出先」のとおり

ウ 提出書類

別添仕様書を参照の上、実施要領「7 企画提案書等」に示す書類を提出すること。

エ 提出部数

正本1部及び電子データ（PDF・1ファイル）

※ 「7 企画提案書等」の「(2) 本県の競争入札参加資格を有さない参加者が提出する書類等」については1部（正本1部）及び電子データ（PDF・1ファイル）

※ 正本についてはホチキス止め不要

オ 提出方法

正本：郵送又は持参

※ 郵送は簡易書留等文書の到達が確認できる方法とすること。

電子データ：電子メール

※ 添付ファイルの容量が10MBを超過する場合には分割すること。

※ 送付後は提出先まで電子メールの到着を確認すること。

カ その他

(ア) 企画提案書等の提出については1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）

(イ) 企画提案書等の提出後は、当該資料を審査に使用するため差し替えをすることができない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 参加申請に係る全ての費用（企画提案書の作成などに要する費用等）は参加希望者の負担とする。

7 企画提案書等

(1) 全ての参加希望者が提出する書類等

提出する書類は以下のとおりとする。

ア 企画提案書（様式第4号）

仕様書の内容を理解した上で、以下の視点に基づき作成すること。

- (ア) 直近一年間の主な EV 充電設備等の設置実績を示すこと。
  - (イ) 本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。
  - (ウ) EV 充電設備等を設置する施設は別表「候補施設一覧」の中から選定し、各施設への設置予定数を含め別表を用いて示すこと。
  - (エ) 事業者は、施設の駐車場区域や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう EV 充電設備等の規模を提案するものとしていることから、その整備方針、方法等を示すこと。
  - (オ) 本事業の期間中は事業者の責任において、EV 充電設備等の維持管理及び事業運営を行うものとしていることから、その期間における維持管理及び事業運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。
  - (カ) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとしていることから、利用料金形態（充電料金、決済方法等）について示すこと。また、EV 充電設備等の利用方法を示すこと。
  - (キ) 事業者は、EV 充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとしていることから、電気料金の負担の方法等を示すこと。充電時の電力については、原則として、実施事業者が新規に電線引込工事を行った上で、小売電力事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達すること。
- イ 法人の概要及び設置予定の EV 充電設備等の仕様が分かるもの（既存のパンフレット等）

(2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加資格を有さない参加者が提出する書類(全て A 4 版)

- ア 定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書  
履歴事項全部証明書については、提案日前 3 か月以内に取得したもの
- イ 決算関係書類  
直近の貸借対照表及び損益計算書
- ウ 岡山県税の滞納がないことを証する書類（完納証明）  
発行日から 3 か月以内のもの

## 8 審査・選定

企画提案書を提出した者の中から審査の上、協定締結先候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

### (1) 審査方法

企画提案書等を提出した者が、「岡山県電気自動車用充電設備等導入事業協定先候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査する。選定委員会による審査の結

果、最も評価が高かった提案者を候補者に選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の協定締結先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

## (2) プレゼンテーション審査

ア 日時

令和6年5月13日（月）

イ 方法

ZOOM を利用したオンラインでの審査

※ 参加者に対して開始時間等を電子メールで連絡する。

ウ プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは1者当たり10分以内、企画提案に対する質疑応答は1者当たり20分程度とする。ただし、提案者数に応じて変更になる場合があるので、その場合は前述の電子メールにその旨明記して伝達する。

## (3) 審査基準

区分	評価項目
1 事業主体・事業スケジュール・充電設備の整備	EV 充電設備等の設置及び運営実績があるか。
	健全な財務状況であり、事業継続性において安定した事業者であるか。
	工事期間や運用期間において、無理のない実施体制やスケジュールとなっているか。
	EV 充電設備等の整備方針、方法は適切であると見込まれるか。
2 設置計画	設置予定の EV 充電設備の仕様は適正か。
	複数の候補施設に設置する計画となっているか。
3 維持管理及び緊急時の対応	維持管理の方法は具体的で、かつ、県に負担を与えないものとなっているか。
	充電設備の利用履歴など、県側で確認及び管理できる仕様になっているか。
	トラブルが発生した場合の対応体制が整えられているか。
4 利用料金及び利用の方法、電気料金の負担方法	利用者の利用料金は明快で廉価なものか。
	決済方法を含め、より多くの EV ユーザーにとって利用しやすいシステムが構築されているか。
	電気料金の負担の金額及び方法は明快か。
5 その他の提案	EV 充電設備等の設置、事業運営のほかに評価すべき提案があるか。

## (4) 審査結果の通知

審査の結果については、電子メールで速やかに通知する。

## 9 協定の相手方の決定方法

県は、候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は協定を締結する。

また、施設の使用にかかる行政財産使用許可申請は候補者が別途行う。

なお、候補者との協議の結果、事業者が協定の締結を辞退した場合、又は協定締結までに以下の事由に該当した場合は、選定結果を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

- (1) 参加資格を喪失したとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- (4) 財務状況の悪化等により、事業の運営に支障が生じると判断されるとき
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切でないと判断されるとき
- (6) 事業推進に必要な手続きを行わないとき
- (7) 本要領、関係法令等に反していることが明らかになったとき
- (8) そのほか、知事により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

## 10 その他留意事項

### (1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する提案は無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- エ 指定する提出期限を越えて提出したもの
- オ 「7 企画提案書等」に不足があるもの

### (2) 企画提案募集の停止又は中止

参加者不在及び緊急時等やむを得ない理由により、企画提案募集を実施することができない又は適当でないと認められる場合は、企画提案募集を停止又は中止することがある。なお、この場合において当該企画提案募集に要した費用は岡山県に請求することはできない。

## 11 問い合わせ先・各種書類等の提出先

岡山県環境文化部環境企画課 脱炭素社会推進課 企画班 藤原

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4-6

電話：086-226-7298

電子メール：datsutanso@pref.okayama.lg.jp